

高原町文化財調査報告書 第三〇集

高原町史料集

二

狭野神社文書（一）

令和六年五月

宮崎県西諸郡
高原町教育委員会

序

本町では、これまで神武天皇東遷二六〇〇年大祭及び町制施行を記念して昭和九（一九三四）年に作成された『高原郷土史』、町制施行五〇周年を記念して昭和五九（一九八四）年に作成された『高原町史』を、それぞれ刊行して参りました。

本来であれば、調査に要した史料を「史料編」等の体裁で刊行すべきところでしたが、残念ながら現在に至るまで刊行されないままでございます。

そのような中、平成十年度より開始した町内の民俗芸能の調査により、町内の古文書を調査する機会に恵まれ、うち神楽等に関する史料は、『高原町文化財調査報告書第七集 高原町祓川・狭野の神舞（神事）』に掲載することができました。

近年、少子高齢化等の影響か、それまで個人宅で保管していた古文書等の文化財について、個人での保存が困難になり、令和に入ってから複数の古文書等の史料が教育委員会に寄贈されました。今後もこのような寄贈は増加することでしょう。

これを機に古文書等の調査にも重点を置くべきとの考えから、今回のような史料集の刊行に至りました。昨年十二月に第一集として、近世高原郷の記録を中心に永濱家文書を取り上げました。続く第二集として、町内狭野地区にある「狭野神社文書」を取り上げます。狭野神社は神武天皇生誕地と言われている狭野地区に古くからある神社で、現在は宮崎神宮別宮となっている、格式高い神社です。

今回は、狭野神社に所蔵されている古文書のうち、由緒等に関する文書を中心に掲載しております。

この史料集については、今後も刊行していく予定でございます。これらの史料集が高原町の歴史を知る一助になれば幸いです。

令和六年五月

高原町教育委員会 教育長 西田 次良

凡 例

- 一 本書は、『高原町史料集 二（狭野神社文書（一））』である。
- 二 収録した史料は、町内にある狭野神社文書のうち、神社等の由緒に関する文書七点を掲載している。
- 三 本書収録の史料については、平成二三年三月に狭野神社の許可を得て写真撮影を実施したものを利用し、令和五年度に翻刻作業を実施した。

教 育 長

西田 次良

教育総務課長

中別府 和也（令和五年度）

田中 博幸（令和六年度）

〃 文化財係長 大學 康宏（撮影・翻刻・本書執筆担当）

四 本文は上下二段に分け、下段に原文を記載し、注釈等を上段に記載している。

五 翻刻については、撮影写真に基づき実施した。その際、段落や改行等の書式をはじめ、文字についても異体字等極力原文通りそのまま使用している。

また、特殊文字等についても左記の通り原文通り使用している。

「㍊(より)」「㍎(して)」「㍎(々々)」「㍎(事)」「㍎(とも)」「㍎・・・(々々)」

なお、ページの分かれ目は点線で表現している。

六 翻刻にあたって文字の不明確な部分及び原文で不鮮明な字については「□」とし、右側に推測を注記した。

八 原文には抹消線を記載している箇所がいくつかあるが、その部分は文字の上に線を引いて表現している。

目次

序	
凡例	
目次	
解題	1
『高原宗廟狹野大権現來由』(寛文一二・一六七二)	15
『霧嶋山縁起續祿艸案』(享保二〇頃・一七三五)	33
『日州高原狹野権現社附神徳院由緒帳』(寛保二・一七四二)	81
『霧島六所大権現東御在所』(享保一四以降・一七二九)	107
『御寄進物并由緒品物帳』(安永八・一七七九)	133
『日本最初霧島山狹野六社大権現御神名附由緒帳』(文化八・一八一二)	153
『狹野権現由緒・神徳院由緒・末寺三ヶ寺由緒』(万延元・一八六〇)	193
判読不能文字一覧	213
参考文献	221

解題

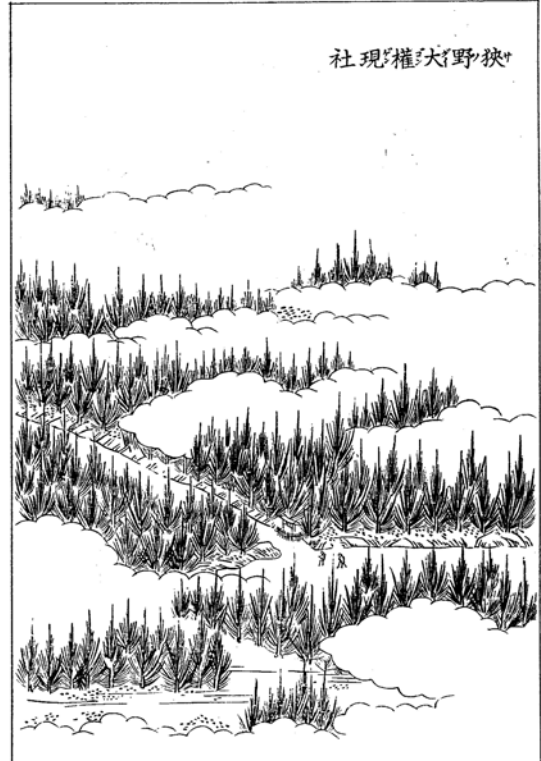
一 はじめに

今回掲載したのは、狭野神社に所蔵されている「狭野神社文書」のうち、狭野神社及びその境内にあった神徳院の由来について述べたものである。これらの文書群については、宮崎県史編纂をはじめとする史料調査で度々調査が行われ、その一部は『神道体系』等にも利用されている。ただ、これまでその一部が公開される事はあっても、今回のように網羅的に公開するのは初めてである。

二 狭野神社及び神徳院について

狭野神社は、高原町大字蒲牟田、高千穂峰の東麓の狭野地区に鎮座する神社である。旧名狭野大権現社、通称狭野宮（江戸時代の狭野神社を指す場合は、以下「狭野社」とし、現在の狭野神社と区別する）。現在の祭神は神武天皇・吾平津媛命・瓊瓊杵尊・木花開耶姫命・彦火火出見命・豊玉姫命・鸕鷀草葺不合尊・玉依姫命の陰陽八神。ただ、『三国名勝圖會』等では、神武天皇及び吾平津媛は脇宮に祀られ、その二神を除く陰陽六神が主祭神となっており、明治時代以後に祭神が変化している事がわかる。創建は第五代孝昭天皇の代。文暦元（一二三四）年の御鉢噴火により現在の都城市高崎町にある東霧島神社の別当寺勅詔院に移転した。その後、天文年間に、時の住持及び社人が勅詔院から宝物等を持ち出し、高原麓の鎮守社に移転、慶長十五（一六一〇）年に元の狭野の地に戻った。慶応四（一八六八）年、別当寺の神徳院が廃寺になった事により、狭野神社と名を改めた。明治三九（一九〇六）年、宮崎神宮改築に伴い旧社殿の寄進を受け、翌年に竣工した。これが現在見る社殿で、現在は宮崎神宮別宮という位置付けにある。これ以前の社殿についてはどのような姿であったのか不明だが、令和五年に狭野神社の倉庫から旧社殿の一部と思われる部材が発見され、部材に施された彫刻等から、現在の社殿には見られない龍柱をはじめ、木鼻や脇障子の一部と判明した。ただ、他では見られない用途不明の部材も見られ、社殿がどのような建築であったかは不明である。

別当寺は霧嶋山仏華林寺神徳院、通称神徳院・狭野寺。天台宗穴太派。本尊は阿弥陀如来。創建開山は慶胤、再興開山は性空、中



第一図 『三国名勝圖會』に記された狭野権現社

興開山は宥淳とされる。以降は狭野社と同じ歴史を辿る。『薩藩政要録』によると、「日州天台宗一寺」という位置付けで、寺高は一六四石八斗六升七合七勺一才、旧薩摩藩内の日向国内寺院の中では破格の石高である。ちなみに、『三国名勝圖會 卷之四』には、鶴丸城下にあった南泉院が再興される前の大願寺の時代、無住期間が長かったため、祭祀の時は福昌寺と共に神徳院の僧侶が務めた、とある。また、神徳院住持の萬嶺が隠居後に南泉院の一面に庵を結んだり、神徳院住持の圓清が南泉院支坊の観樹院住持を兼帯するなど、江戸時代初期から半ばにかけて、薩摩藩における天台宗寺院として格式高い位置付けであった事がわかる。

末寺については、狭野神社文書『公私留帳簿 第一』によると、寛文九（一六三二）年の神社奉行からの調査に対して、「坂本寺」「宝光院」「山内寺」「西雲寺」の名を出している。「坂本寺」は同じ高原郷内の花堂にあった寺院、「宝光院」は隣の小林郷にあった寺院、「山内寺」「西雲寺」はどちらも大隅国にあるとしているが、その場所は不明である。ただ、「山内寺」は薩摩国出水郡野田郷にある山内寺と思われる、『薩藩政要録』には神徳院が山内寺を末寺であると主張したものの、その後の調査により否定されており、最終的には「坂本寺」「宝光院」「極楽寺」にまとまったようである（「威徳院」については脇坊扱い）。その他、鹿児島島の磯にあった龍洞院で再建された「常教

寺」や、鹿屋の花岡に移った「真如院」、蒲生に移転した「神護院」、伊集院に移転した「来迎院」等も、かつての神徳院末寺とされている。

前述のように高い格式を有していたものの、寛文年間、特に寛永寺で修行していた憲純が神徳院住持になる頃は、無任の期間が続いたりしたようで、由来等はかなり曖昧なものになり、本寺も定かでない状況であったが、寛文五年（一六六五）頃に東叡山寛永寺の直末となった（『薩藩政要録』では、寛永寺円頓院末寺となっている）。また、寛文一二（一六七二）年、藩の寺社奉行から、「勅詔院に移転していた時の歴史」「勅詔院から分かれて高原に移った理由」「宝物や文書の由来等」「寺号等の古老の聴き取りや文書等による確かな由来」「何の神を以て霧島六所権現とするのか」等についての質問が寄せられ、早々に回答を求められている。こういった背景から、掲載したような由来や縁起等が作られ始めたと考えられる。狭野神社文書の中で最も古い由来書が寛文一二年奥書であるのも、こういった事情があったからではないだろうか。

『高原所系図壺冊』によると、慶応四（一八六八）年閏四月、住持は末寺の宝光院に移転、寺内諸仏は焼却処分、石製仁王像一對は山中に廃棄、神徳院の建物は神主館に転用されたようである。このため、狭野社及び神徳院を知る遺物は僅かである。その一つが石製仁王像で、享保一九（一七三四）年、住持の圓清により作られたが、廃寺の際に前述の通り山中に遺棄された。地元の伝承では、山中の溝に廃棄されて以後、大豆の不作が続いたため、「大豆の神様」として溝から引き上げて再び参道沿いに安置したとの事で、現在も参道傍に安置されている。また、現在の狭野神社参道沿いにある「狭野の杉並木」（国指定天然記念物）も、かつての狭野権現社を偲ぶ遺物として知られている。戦前には参道沿いに林立していたが、戦後の災害等で倒木が続き、現在は一〇本程度を残すのみである。由来については、島津義弘の朝鮮出兵からの凱旋記念として植えられたと言われているが、『鹿児島県史料 斉彬公史料 第一巻』所収の「大隅国肝属郡其他日州諸縣郡諸郷御巡見ノ事実」には次のようにある。

狭野神社社殿近傍ノ大杉ハ、義弘公朝鮮国御渡海前、勝軍御祈願ノ為メ御手自ラ挿植シ玉ヒ、其他社道左右ノ大杉モ、当時随行ノ士一人二本ヲ植シメ玉ヒシト云フ、如此由緒アルカ故ニ、公ハ特ニ御追懷、保護忽セニスヘカラサル旨特命セラレタリト

云フ、

これは、薩摩藩主の島津斉彬が実施した領内巡見の記録で、『高原所系図巻冊』によると、嘉永六年（一八五三）十一月に鹿兒島を出立し、高原を訪れたのは翌月九日、その際、神徳院及び錫杖院に参詣している。右の記述はその時の記録である。それによると、「狭野神社殿近傍ノ大杉」は、島津義弘が朝鮮に渡海する前、勝軍祈願のため自ら植えたものである、という由緒を伝えている事から、杉を植えたのは文禄元（一五九二）年頃と考えられる。

このように、今回取り上げた古文書以外では狭野社の全貌を知る事は非常に難しい。また、これらの古文書の残存状況も断片的である。理由としては、享保元年から翌年にかけての新燃岳噴火等により度々焼失している事や、廃寺による什物等の散逸、等が挙げられるが、その他、狭野神社文書に含まれる文書群が、かつて狭野社で役職を担っていた複数の社家に狭野神社関係の文書に確認されている等、一括して狭野神社に保管されていないものもある。今後、他の社家の文書を調査する事で、より詳しい事情が判明するのではないかと考える。

三 狭野神社文書について

狭野神社文書は、これまで公的機関により数回調査されている。一番古いのは、宮崎県立図書館が昭和三五年度に実施した調査で、その際、一四点確認されている。その後、宮崎県教育委員会が昭和五〇年度に実施した古文書所在確認調査により一三点確認されている。その他、宮崎県史編纂作業においても調査されており（その際の目録なし）、その際文書の簡易分類や袋分け等の整理が行われ、その形のまま現在も保管されている。

その成果の一覧表は左記の通りである。

第一表 狭野神社文書目録(一)

番号	文書名	成立年	昭三五調査	昭五五調査	備考
一	霧嶋狭野大権現御神名並由緒帳	文化八(二八一二)			旧第一号
二	霧嶋狭野大権現御神名並由緒帳 謄本	大正五(二九一六)			旧第二号
三	日州高原狭野権現社附神徳院由緒帳	寛保二(二七四二)			旧第三号
四	御寄進物並由緒品物帳	天明五(二七八五)	○	○	旧第四号
五	霧島山縁起続禄艸案	享保一八(一七三三)	○	○	旧第五号
六	御遷宮次第書留帳	天明四(二七八四)	○	○	旧第六号
七	公私留帳 第一	寛文六(一六六六) ↳延宝四(一六七六)	○	○	旧第七号
八	年誌帳	元禄一一(一六九八) ↳宝永六(一七〇九)		○	旧第八号
九	霧嶋狭野大権現御神名並由緒帳(模写)	大正二(一九一三)			旧第九号
一〇	狭野権現御神体並什物帳	文政五(一八二二)	○	○	旧第一〇号
一一	霧島六社大権現東御在所	享保一四(一七二九)頃		○	旧第一一号
一二	狭野権現由緒・神徳院由緒・末寺三ヶ寺由緒	万延元(一八六〇)		○	旧第一二号

第二表 狭野神社文書目録(二)

番号	文書名	成立年	昭三五調査	昭五五調査	備考
一三	高原宗廟狭野大権現来由	寛文一二年(一六七二)	○	○	旧第一三号
一四	高原宗廟狭野大権現来由 謄本	大正五(一九一六)			旧第一四号
一五	宇都権現造立記		○	○	旧第一五号
一六	旧藩主参拝記		○	○	
一七	年中御祭並御祈願方	寛文八(一六六八)	○		
一八	日向国三股院高原郷霧島社棟札写	慶長一七年(一六一二)			
		寛永七(一六三〇)	○	○	
		明曆二(一六五六)			
一九	神社由緒調並ニ狭野神社次渡品改帳	明治一七年(一八八四)			
二〇	薩藩名勝誌・地理参考・由緒取調草稿	明治二八年(一八九五)			
二一	明治二十九年古社寺調	明治二九年(一八九六)			
二二	狭野神社境内編入願	明治三二年(一八九九)			

第三表 狭野神社文書目録(三)

番号	文書名	成立年	昭三五調査	昭五五調査	備考
一三三	寶物登録臺帳	昭和四(一九二九) ↳昭和一一(一九三六)			
二四	什物帳	昭和初期か			

もちろん右表全てが狭野神社文書の全体ではないもの(明治時代以後の文書全てまでは網羅していないが)、明治時代以前についてはほぼこの内容で確定していると考えて良い。

今回は、この狭野神社文書のうち、番号一・三・四・五・一一・一二・一三の七点を掲載している。最も古いのは、寛文二二年に作成された『高原宗廟狭野権現由来』(一三)である。これは、前述の藩寺社奉行からの照会を受けての回答と思われる、神話に関する部分は最低限記述するのみで、非常にシンプルにまとめられている。狭野社及び神徳院の歴史も江戸時代以前は「噴火により歴史が不明」「島津家との緊密な関わり」を強調するように記載されており、以後この歴史観が受け継がれていく。

次に最も記述分量が多いのは、『霧島山縁起続祿艸案』(五)である。明確な奥書がないものの、内容から享保二〇(一七三五)年もしくは翌年に完成したと思われる。内容の約半分を神話に割り、『日本書紀』や『先代旧事本紀大成経』等を駆使して壮大なストーリーを作り上げている。この作者は不明であるが、多くの文献を読み解く等の博識ぶりがうかがえる。

ただ、ここまで壮大に執筆したのはこの文献だけで、以後の由来については、神話部分は寛文二二年本を基準とし、その後の歴史事項や由緒ある什物等を追記するような形になっている。

一方、異質なのは、万延元(一八六〇)年作成の『狭野権現由緒・神徳院由緒・末寺三ヶ寺由緒』(一一)である。これまでの由緒(現在残っているものも含め)を見ていないのか、それとも意図的にその内容に沿わないようにしているのかは不明であるが、とにかく全て

を不明で片付けようとするような書きぶりである。前半の神話部分はこれまでの由緒と同じである事から、これまでの由緒を見ていないという事はないものの、参考にした形跡が見られない。あるいは、「慥成」とあるように、これまでの由緒を「不確かな」由来と考えたのかは不明だが、少なくとも、この万延元年の時点で、かつて由緒に記されていた什物のほとんどが失われていた（もしくはそう思わせたいのか）事がわかる。

さて、これら由来で語られている内容については、必ず次の内容が記載されている。

(一) 開基性空上人

(二) 文暦元年の噴火により勅詔院への退転及び狭野への回帰

(三) 宥淳法印と新納忠元との交流

(四) 憲純法印による神徳院復興

これらの内容について、他の史料を交えて考察する。

(一) 開基性空上人

性空については、『今昔物語集』『扶桑略記』『朝野群載』等に詳しい。橘善根の子として、左手に針を握って生まれ、十歳で師より法華経を学び、一七歳で元服し母と共に日向国へ下向、二六歳の時に出家し霧島に籠もって（『扶桑略記』では三六歳）四年過ぎた後、筑前国の背振山へ修行の場を移し、播磨国の書写山で庵を結んだ、とある。没年については、『今昔物語集』では長保四（一〇〇二）年、『扶桑略記』では寛弘四（一〇〇七）年と違いがあるが、寛弘四年が正しいと思われる。

さて、性空の伝説については、今回取り上げている狭野だけでなく、霧島連山周辺で非常に多い。中でも「霧島六所（社）権現（に関する社寺）」を整備したというのが一番大きな所である。霧島六所権現については、『三国名勝圖會』には次のようにある。

○西御在所霧島六所権現（現在の霧島神宮・鹿児島県霧島市） 別当寺 華林寺

○雛守六所権現社（現在の夷守神社・宮崎県小林市） 別当寺 宝光院

○霧島山中央六所権現社（現在の霧島岑神社・右同） 別当寺 瀬戸尾寺

○霧島東御在所所権現社（現在の霧島東神社・宮崎県高原町） 別当寺 錫杖院

○狭野大権現社（現在の狭野神社・右同） 別当寺 神徳院

○東霧島権現社（現在の東霧島神社・宮崎県都城市） 別当寺 勅詔院

※なお、明治七（一八七四）年に霧島岑神社と夷守神社は合祀され、夷守神社敷地に移転して新たに「霧島岑神社」となっている。

性空はたった四年しか霧島におらず、その後の背振山の方が非常に長く修行したとされているにも関わらず、なぜ霧島は性空を開基とする等、霧島信仰の中核に据えたのか。性空と霧島との関わりは果たして事実なのかは不明であるが、この頃、霧島には、『続日本後紀』『日本三代実録』に見られるように、官位を叙された「霧島岑神」が存在していた。さらに『延喜式』では、「霧島神社」という何らかの宗教施設が存在した事も判明している。また、狭野神社ではないが、同じ町内で高千穂峰の中腹にある霧島東神社境内の山中から、工事中に九世紀後半から一〇世紀前半に比定される土器が出土している事から、宗教施設については不明であるものの、山中における何らかの修行者の存在を想定する事ができる。性空の存在は、それらの修行者の集合体として生み出されたのか、もしくは天台宗の勢力に取り込むために、霧島で修行したという伝承を持つ性空を利用したのか、神社境内の発掘調査等を行っていない等、現時点では古代の状況は不明である。

（二）文暦元年の噴火により勅詔院への退転及び狭野への回帰

文暦元年、御鉢の噴火により、狭野社は焼失したため、勅詔院に退転したというのが、狭野社の由来での共通事項である。これについては現状、伝承の域を出ないので考察できないが、文暦元年の噴火については、自然科学・考古学両面でも「霧島高原スコ

リア」という名称のテフラで登場する。自然科学の分野では、「霧島高原スコリアⅡ文暦元年」と確定的に扱っているが、町内の発掘調査における放射性炭素分析により西暦一〇〇〇年代等複数の年代が出た事、「文暦元年（の噴火）」というフレーズが、少なくとも神社等の由来以外に登場しない事から、「文暦元年（の噴火）」というフレーズは、慎重に取り扱うべきと考えている。よって、「文暦元年の噴火により退転した」はあくまで神話伝承の一つ、とするべきであると考ええる。

そして問題は、勅詔院から高原への回帰である。『霧島山縁起続緑艸案』によると、前住の快憲が逐電した後に住持となった舜恵が社人と共に、御神体を高原の麓に移転させた、とある。『高原宗廟狭野権現来由』では、天文一二（一五四三）年、島津貴久の命によるものとしている。しかし、前述『公私留帳簿 第一』に掲載されている寛文一二年の藩寺社奉行からの調査では、「東霧嶋之先住舜恵と申僧神躰并宝物共高原之内へ持遁候」と質問しているように、狭野社側の言い分とは著しく異なっている表現である事がわかる。『薩藩旧記雑録 前編二』における天文一二年頃の日向国を見ると、北郷忠相が伊東領の野之見谷城や北原氏の山田城・志和池城を攻め取る等の記述が中心で、島津貴久が日向国に関与した記述はほとんど見られず、薩摩大隅の平定に手一杯の状態と考えられる事から、この高原への移転が事実であると想定した場合、神徳院が狭野から逃れてきたという臆気な伝承はあつたかもしれないが、勅詔院から分かれる、クーデター的な行為ではなかったか。

（三）宥淳法印と新納忠元との交流

これについては、どの由来にも共通して記載されている、狭野社及び神徳院の中でもアイデンティティ的な内容である。大まかには、島津義弘の朝鮮出兵に際し、神徳院住持の宥淳が祈禱の命を受け法華経一千部を三年間読誦し、加久藤の堂園一本杉に袂に石塔建立に際し、名代の新納忠元と宥淳が歌を交わした、というものである。この説話は、『三国名勝圖會』「卷之五十二」にも掲載されており、杉の袂に供養石塔がある事がわかる。また、『新納忠元勲功記』には、次のような記述がある。

（慶長）

一 同四亥三月、此前 松齡様 琴月様御帰朝不被遊、御留守中御勝利之為御祈禱、宥淳和尚と申僧へ法華千部奉真讀候様被仰



第二図 加久藤一本杉の跡(宮崎県えびの市)

付、加久藤御城下一本杉之本二本傳庵と申庵を被召立、文禄三年より同五年迄二成就仕候處、右通古今無比類被為得御勝利御帰朝被遊候付、此月為御願成就供養塚御建立有之、御名代忠元相勤、為法樂為詠和歌に御座候、
はるかなる鷲の高ねの雲ならん御法の庭の花のけしきハ

返歌

君ならて心もつけし鷲の山の雲を御法の花の色とは

これを見ると、狭野社の由来と大差ない事がわかる。どのような経緯で宥淳が選ばれたのかは不明であるが、『新納忠元勲功記』を読む限りにおいては、「神徳院の」という名称がない事から、宥淳個人の知名度による祈祷依頼と考えられる。

(四) 憲純法印による神徳院復興

『霧島山縁起続緑艸案』によると、小林郷の野辺氏の出身で、第一六代宥憲の弟子となって慈圓坊と名乗り、東叡山で修行していたところ、藩主島津光久の目にとまり、寛文八(一六六八)年、江戸において神徳院住持を命じられた。以後、神徳院住持として様々な法会に参加する一方、狭野原に溝を掘り新田を開く等の事業も展開した。宝永八年(一七一二)に隠居し、死去。

『霧島山縁起続緑艸案』には、憲純が住持就任後にあった奇妙な出来事が記されている。延宝六年(一六七八)、公儀より神社仏閣由緒の調査が来た際、東光坊の僧侶盛長が、社司の押領司氏と密約を交わし、門前の者を社人として両所権現の祝詞神楽等をさせた、というものである。続いて盛長の事を「他領に潜行して密事を達し」とかなり辛辣に記すなど、神徳院にとっては好まし

くない事件が勃発したようである。憲純も「謀計に対し公所に訴え」ようとしたものの、当時の高原郷地頭の山田弥九郎（有祐）からは頻りに和睦を勧められたようである。ここで登場する「東光坊」は、錫杖院の別称、「押領司氏」は、寛永年間には高原郷麓の鎮守大明神社の正祝であったが、その後、東御在所両所権現社の社司として廃寺まで務めている。文面通りに読むと、神徳院の末寺的位置にあった東光坊が、押領司氏等と密約を交わし、新たに社人を設えて両所権現の祭典を行った、となり、神徳院から独立したように取れる。事件のあらましか記載されておらず、その結末も記載されていない事、これに関する錫杖院側の史料がないため、真実はどのような内容であったのかは不明である。

以上、狭野社及び神徳院の概略について述べた。



狭野神社参道(狭野の杉並木)



狭野神社拝殿



神徳院仁王像

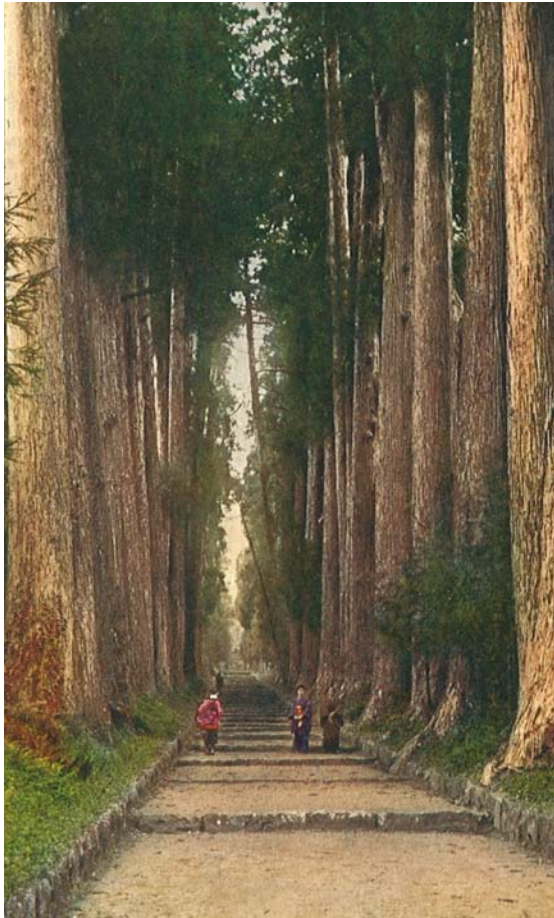


神徳院住持の墓地



神徳院跡地

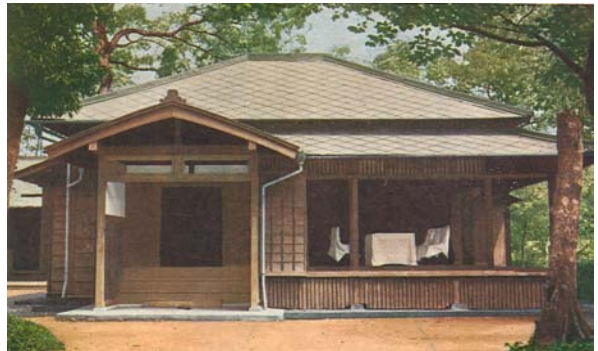
第三図 狭野神社現況



狭野神社参道(狭野の杉並木)



狭野神社社殿



狭野神社社務所



狭野神社参道(狭野の杉並木)



神苑の一部

第四図 絵葉書に見る狭野神社(大正～昭和初期か)